

3 農業収入の確定申告の場合

農業収入の確定申告の収支内訳書から、被扶養者の収入を計算する例です。

被扶養者の収入の計算方法は、収支内訳書（農業所得用）の経費の内、下の青枠「扶養認定上、必要と認められる経費」及び「農業収入の場合、特に認められる経費」の経費のみを控除し、得た金額を被扶養者の収入とします。

青枠の経費以外については、控除することが出来ないため、所得税法上の所得金額と被扶養者の収入が異なる場合があります。

「扶養認定上、必要と認められる経費」

①売上原価 ②※給料賃金 ③地代家賃 ④荷造運賃 ⑤水道光熱費 ⑥旅費交通費 ⑦通信費 ⑧修繕費 ⑨消耗品費

「農業収入の場合、特に認められる経費」

①※雇人費 ②小作料・賃借料 ③種苗費 ④素畜費 ⑤肥料費 ⑥飼料費 ⑦農具費 ⑧農薬衛生費 ⑨諸材料費 ⑩動力光熱費 ⑪作業用衣料費 ⑫荷造運賃手数料 ⑬土地改良費 ⑭ライスセンター使用料 ⑮水利費

※給料賃金及び雇人費については、一人につき年額 130 万円以上払っている場合は被扶養者として認められません。

※同居の親族に対する給料賃金は必要経費として認められません。

◎収支内訳書から被扶養者の収入を計算する方法を図 3-1 で確認してみましょう

次項の図 3-1 の内、水色の経費は収入金額から控除することが出来る経費です。
オレンジ色の経費については、収入金額から控除することが出来ない経費です。

また、通常の収支内訳書には存在しませんが、図 3-1 にピンク色の枠で共済組合の被扶養者の収入を記載しています。

図 3-1 のように、所得税法上の所得金額が 1,100,000 円であるところが、被扶養者の収入として計算すると、1,120,000 円であったことが分かります。

このように、事業収入の額と被扶養者の認定基準額 130 万円と比較する際に、所得税法上の所得金額では認定基準額未満であっても、被扶養者の収入として計算した場合は、認定基準額以上である可能性もあります。

図 3-1

※この例の条件 ○農業収入 1,440,000 円 ○公的年金のない配偶者(認定基準額 130 万円)



令和 2 年分収支内訳書 (農業所)

住所	山口市大手町9番11号
フリガナ	ヤマギチ マサ
氏名	山口 扶養

令和 3 年 2 月 15 日提出

(自 1 月 1 日 至 12 月 31 日)

科 目		金額 (円)	科 目		金額 (円)	
収入金額	販 売 金 額	1,650,000	経 費	修 繕 費	30,000	
	家事消費 事業消費 金額	150,000		動力光熱費	150,000	
	雑 収 入	0		作業用衣料費	10,000	
	小 計	1,800,000		農業共済掛金	10,000	
	農産物の 棚卸高	期首		0	荷造運賃手数料	0
		期末		0	土地改良費	10,000
計	1,800,000	共 販 諸 掛				
経 費	雇 人 費	0		ライスセンター使用料	10,000	
	小作料・賃借料	0		水 利 費	0	
	減 価 償 却 費	0		雑 費		
	貸 倒 金	0			農産物 以外の 棚卸高	0
	利 子 割 引 料	0		期首	0	
	租 税 公 課			10,000	期末	0
		種 苗 費		150,000	経費から差し引く果樹 牛馬等の育成費	0
	素 蓄 費	0	小 計	700,000		
	肥 料 費	150,000	経 費 計	700,000		
	飼 料 費	0	専従者控除前の所得金額	1,100,000		
	農 具 費	20,000	専 従 者 控 除	0		
	農 薬 費	100,000	所 得 金 額	1,100,000		
	諸 材 料 費	50,000	所得金額のうち、牛肉用について 特例の適用を受ける金額	0		

被扶養者の収入	1,120,000
---------	-----------

◎図 3-1 と同じ所得金額で被扶養者の収入が認定基準額の 130 万円以上となるケースを図 3-2 で確認してみましょう。

所得金額は図 3-1 の 1,100,000 円と同額ですが、被扶養者の収入が 1,320,000 円と増額していることが分かります。

経費の内、肥料費、農薬衛生費及び動力光熱費の額が減少し、農産物以外の棚卸高の額が上昇したことが原因となっています。

このため、認定基準額の 130 万円以上となりましたので、被扶養者として認定されません。

認定基準額以上となった場合は、本記事「4 被扶養者の収入（事業収入等）が認定基準額以上になった場合」の取扱いとなりますので、併せてご覧ください。

農業収入のある被扶養者の方については、「扶養認定上、必要と認められる経費」及び「農業収入の場合、特に認められる経費」をご確認くださいますようお願いいたします。

図 3-2

※図 3-1 と同じ条件



令和 2 年分収支内訳書（農業所得）

住所	山口市大手町9番11号	
フリガナ	ヤマカチ マサ	
氏名	山口 扶養	◎

令和 2 年 2 月 15 日提出

		(自 1 月 1 日 至 12 月 31 日)			
科 目		金額 (円)	科 目		金額 (円)
収入金額	販 売 金 額	1,650,000	経	修 繕 費	30,000
	家事消費 事業消費 金額	150,000		動力光熱費	50,000
	雑 収 入	0		作業用衣料費	10,000
	小 計	1,800,000		農業共済掛金	10,000
	農産物の 棚卸高 期首	0		荷造運賃手数料	0
	期末	0		土地改良費	10,000
	計	1,800,000		共 販 諸 掛	0
経費	雇 人 費	0	費	その他の経費	0
	小作料・賃借料	0		リースセンター使用料	10,000
	減価償却費	0		水 利 費	0
	貸 倒 金	0		雑 費	0
	利子割引料	0		農産物 以外の 棚卸高 期首	300,000
	租 税 公 課	10,000		期末	100,000
	種 苗 費	150,000		経費から差し引く果樹 牛馬等の育成費	0
	素 蓄 費	0		小 計	700,000
	肥 料 費	100,000		経 費 計	700,000
	飼 料 費	0		専従者控除前の所得金額	1,100,000
	農 具 費	20,000		専 従 者 控 除	0
	農 薬 費	50,000		所 得 金 額	1,100,000
	諸 材 料 費	50,000		所得金額のうち、牛肉用について 特例の適用を受ける金額	0

確定申告の日から資格取消 →

被扶養者の収入

1,320,000